

三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金 よくある質問と回答

令和3年3月8日版

【共通】

Q1 支援金を申請するためには、例えば休業、営業時間短縮など、何かしなければならぬのか。

A 休業も営業時間短縮も必要ありません。

この支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大の第3波の影響で、令和2年12月以降の売上減少が大きく、特に状況が厳しくなった飲食店等を支援することを目的とするものです。

このため、支援金の支給後も引き続き県内で事業を継続していただくことは、お願いしています。

Q2 大企業は対象とならないのか。いわゆる「みなし大企業」はどうか。

A 今回の支援金は、経営基盤が弱い中小企業・小規模企業の倒産・廃業を回避するための支援であることから、大企業は対象外です。

また、規模としては中小企業の定義に当てはまるものの、実態として親会社である大企業から一定の割合で出資を受けているなど、大企業の影響下にある、いわゆる「みなし大企業」は、売上減をはじめとする要件を満たすのであれば、対象となります。

Q3 本社が県外にある事業者でも対象となるか。

A 飲食店（店舗）、取引事業者、タクシー・運転代行業とも、本社が県外にあっても対象となります。

飲食店は、県内にある店舗のみが対象となります。

取引事業者とタクシー・運転代行業は、県内に事業所（支店や営業所など）があることが要件となります。

いずれの場合も、売上減をはじめとする要件をすべて満たす必要があります。

Q 4 「令和2年11月30日以前から」事業を営んでいることが要件となっているのはなぜか。

A 今回の支援金は、飲食店等が、新型コロナウイルス感染症拡大の第3波の影響で特に厳しくなった、令和2年12月以降の売上減少で判断し、支援するものです。
このため、その前の月である令和2年11月までに事業を営んでいることを要件としています。

Q 5 売上の比較対象となる「前年同月」が存在しない新規創業者は対象となるか。

A 新規創業者も対象となり得ます。
例えば令和2年3月に創業した場合、「創業から令和2年11月までの売上の月平均」と、「令和2年12月、令和3年1月、令和3年2月のいずれかの月の売上」とを比較し、50%減少していれば、売上減の要件については満たすこととなります。
そのうえで、その他の要件もすべて満たすのであれば、対象となります。

Q 6 県内で飲食店（店舗）を営みながら、県内の他の飲食店（店舗）に商品を継続的に納品している。この場合、「飲食店」と「飲食店取引事業者」の両方で申請できるか。

（例：ケーキ屋を営みながら、レストランにケーキを納品している場合など）

A 「飲食店」か「飲食店取引事業者」のどちらかを選択して、申請してください。

【飲食店】

Q 7 本社が県内にある場合、県外にある飲食店（店舗）も対象となるか。

A 県外にある店舗は対象外です。

Q 8 飲食店について、前年同月と比較する売上は、どの範囲で判断するのか。

A 県内の飲食店（店舗）ごとの売上で判断します。

売上を比較する月は、店舗ごとに異なっていても構いません。（例：四日市店は12月の売上で比較し、鈴鹿店は1月の売上で比較する、など）

Q 9 民泊や飲食物を作る体験教室は対象となるか。

A 民泊や自分が飲食する物を自身で作るところは、飲食店とは認められませんので、対象外です。

Q 10 ケーキ屋、パン屋等で、販売店舗内に飲食専用のスペースがあるが、対象となるか。

A テイクアウトの商品（消費税率8%）とは別に、店内の専用スペースで飲食物を提供している（消費税率10%）場合は、その部分のみを飲食店と見なし、対象となります。

その場合、売上減をはじめとする要件については、店内飲食サービス部分で判断しますので、該当する台帳等をご提出いただくこととなります。

Q 11 ショッピングモール内のフードコートであるが、対象となるか。

A テイクアウトの商品（消費税率8%）とは別に、屋内の専用スペースで飲食物を提供している（消費税率10%）場合は、その部分のみを飲食店と見なし、対象となります。（屋外フードコートは対象外）

その場合、売上減をはじめとする要件については、専用スペースでの飲食サービス部分で判断しますので、該当する台帳等をご提出いただくこととなります。

【飲食店取引事業者】

Q12 飲食店取引事業者について、前年同月と比較する売上は、どの範囲で判断するのか。県内の売上のみで判断するのか。

A 県内外分を問わず、また、県内飲食店（店舗）と取引している事業以外の事業も含めた、事業者全体の売上で判断します。

Q13 県内飲食店（店舗）の商品の配達専門の事業者であるが、対象となるか。

A テイクアウトの商品の宅配のみを行っている場合は、対象外です。

Q14 飲食店取引事業者であるが、第1号様式別紙「取引先飲食店の情報」について、取引先の記載欄が3店舗分あるが、1店舗としか取引がない。2つは空欄のままでもいいか。

A 1店舗分だけのご記入で構いません。
2店舗、3店舗と取引がある場合は、ご記入ください。

【タクシー事業者、自動車運転代行業者】

Q15 タクシー・運転代行について、前年同月と比較する売上は、どの範囲で判断するのか。県内の売上のみで判断するのか。

A 県内外分を問わず、また、タクシー・運転代行以外の事業も含めた、事業者全体の売上で判断します。

Q16 個人タクシーは対象となるか。

A 売上減をはじめとする要件を満たすのであれば、対象となります。